

公立学校職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第12号

公立学校職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部改正)

第1条 公立学校職員の給料等の支給に関する規則（昭和29年香川県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>(給料の調整額) 第8条の2 略</p> <p>別表第1の2 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員の調整基本額表 (第8条の2関係)</p> <table border="1"><thead><tr><th>職務の級</th><th>調整基本額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1級</td><td><u>8,900円</u></td></tr><tr><td>2級</td><td><u>11,000円</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	職務の級	調整基本額	1級	<u>8,900円</u>	2級	<u>11,000円</u>	略		<p>(給料の調整額) 第8条の2 細料の調整額は、別表第1の職員欄に掲げる職員に適用される 給料表及び職務の級に応じて別表第1の2又は別表第1の3の調整基本額 欄に掲げる調整基本額（その額が給料月額の100分の4.5を超えるときは、 給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数がある ときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る別表第1の 調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（育児短時間勤務職員等にあって はその額に勤務時間等条例第3条第2項の規定により定められたその者の 勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、短時間勤務 職員にあってはその額に勤務時間等条例第3条第3項から第5項までの規 定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で 除して得た数をそれぞれ乗じて得た額）とする。ただし、その額が当該職 員の給料月額の100分の25を超えるときは、当該職員の給料月額の100分 の25に相当する額とする。</p> <p>別表第1の2 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員の調整基本額表 (第8条の2関係)</p> <table border="1"><thead><tr><th>職務の級</th><th>調整基本額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1級</td><td><u>9,000円</u></td></tr><tr><td>2級</td><td><u>11,100円</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	職務の級	調整基本額	1級	<u>9,000円</u>	2級	<u>11,100円</u>	略	
職務の級	調整基本額																
1級	<u>8,900円</u>																
2級	<u>11,000円</u>																
略																	
職務の級	調整基本額																
1級	<u>9,000円</u>																
2級	<u>11,100円</u>																
略																	
<p>別表第1の3 中学校及び小学校教育職給料表の適用を受ける職員の調整基 本額表（第8条の2関係）</p>	<p>別表第1の3 中学校及び小学校教育職給料表の適用を受ける職員の調整基 本額表（第8条の2関係）</p>																

職務の級	調整基本額
略	
3級	<u>11,700円</u>
略	

職務の級	調整基本額
略	
3級	<u>11,800円</u>
略	

(公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成18年香川県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 給料の調整を行う職を占める職員（以下「給料の調整額適用職員」という。）で、その者に係る<u>公立学校職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則</u>（平成21年香川県教育委員会規則第12号。以下「改正規則」という。）による改正後の別表第1の2又は別表第1の3の調整基本額欄に掲げる調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、改正後の第8条の2の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る公立学校職員の給料等の支給に関する規則別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）にあっては、その額に公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号）第5条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（改正規則の施行の日において、適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ公立学校職員の給与に関する条</p>	<p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 給料の調整を行う職を占める職員（以下「給料の調整額適用職員」という。）で、その者に係る改正後の別表第1の2又は別表第1の3の調整基本額欄に掲げる調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、改正後の第8条の2の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る公立学校職員の給料等の支給に関する規則別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）にあっては、その額に公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号）第5条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。</p>

例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号）附則別表第2の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員以外の職員にあっては、当該額に100分の99.75を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）をいう。

(1)～(4) 略

(1)～(4) 略

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。